

第4回東京大学学術資産アーカイブ化推進室主催セミナー

2021(令和3)年2月16日(火)

---

**旧制帝国大学採鉱及冶金学科  
関係史料写真(工3号館図書室)  
と  
高山文庫大型図面(工14号館図書室)**

東京大学工学・情報理工学図書館

梅谷 恵子

# 全体の流れ

---

- 工学史料キュレーションデータベースについて
- 旧制帝国大学採鉱及冶金学科関係史料写真  
(工3号館図書室)
- 高山文庫大型図面(工14号館図書室)



# 工学史料キュレーションデータベースについて

2019年3月1日付で公開を開始

東京大学工学・情報理工学図書館  
Libraries for Engineering and Information Science & Technology

「工学史料キュレーションデータベース」公開について

2019. 3. 1

工学・情報理工学図書館では、平成 23 (2011) 年度から、工学の学術資産を収集・保存する工学史料キュレーション事業を進めてきました。  
このたび、その成果を公開するプラットフォームとして「工学史料キュレーションデータベース」を公開します。

TOP画面 URL: <https://curation.library.t.u-tokyo.ac.jp>

工学史料キュレーションデータベース

HOME 検索 エンジン 歴史関係資料DB 利用条件 各種案内

工学史料キュレーションデータベース

工学・情報理工学図書館では、「工学史料キュレーション事業」の一環として、工学部・工学系研究科、情報理工学系研究科の学術資産となる資料や物品の調査・収集を行っています。

検索

2019-02-25: 工学史料キュレーションデータベースを公開しました。

一覧画面

工学史料キュレーションデータベース

HOME 検索 エンジン 歴史関係資料DB 利用条件 各種案内

# 工学史料キュレーション データベースについて

---

- Omekaで構築
- 工学系・情報理工学系に関連する工学史料であればデータベースに登録する。(複数のテーマを包括しているため史料の種類を考えずに登録しやすい)
  - 各図書室が所蔵してきたもの
  - 工学系・情報理工学系の研究室で発見されたもの
  - 研究者、卒業生ご遺族等から寄贈されたもの、など



# 旧制帝国大学採鉱及冶金学科 関係史料写真(工3号館図書室)

---

内容(2021.2.16現在):

1. 「三井鉱山株式会社関係写真」 18件36点
2. 「明治一昭和初期旧鉱山学科記念写真類」63件
3. 「ジョン・ミルン、トネ・ミルン関係写真アルバム(複製)」 1件

2019年度東京大学デジタルアーカイブズ構築事業で

1. の全点と2. の一部を電子化

# 旧制帝国大学採鉱及冶金学科 関係史料写真(工3号館図書室)

---

## 1. 「三井鉱山株式会社関係写真」

撮影年代は不明だが、戦前から昭和39(1964)年までに撮影されたと推測される。(被写体の田川炭鉱の閉山が昭和39年3月)

所蔵の由来は不明であり、長く在籍していた職員によれば少なくとも昭和から資源開発工学科図書室に所蔵されていた。

劣化が進行しつつあり、早急に電子化を必要とした。



# 旧制帝国大学採鉱及冶金学科 関係史料写真(工3号館図書室)

---

## 1. 「三井鉱山株式会社関係写真」

「神岡銀山溶鑛爐」「三池炭礦焦煤爐」「岩雄登硫黄山焼取窯」「田川炭礦金剛石試錐機」等のキャプション付きで、被写体鉱山は全て三井関係のものだった。

また、原資料のキャビネサイズ複製したものが三井鉱山株式会社の封筒に入れられて保管されていた。

三井鉱山株式会社の後継の会社に連絡を取り、電子公開について問題ないことの確認を頂いた。

# 旧制帝国大学採鉱及冶金学科 関係史料写真(工3号館図書室)

---

## 1. 「三井鉱山株式会社関係写真」

当時の鉱山の設備や周辺の鉱夫住宅、作業の様子等が撮影されている。



# 旧制帝国大学採鉱及冶金学科 関係史料写真(工3号館図書室)

---

## 2. 「明治－昭和初期旧鉱山学科記念写真類」

2010年に図書室書庫内で発見された、旧制帝国大学時代の卒業記念写真・鉱山実習記念写真類。

旧学科の歴史を知る有益な資料として電子化を進めている。

2019年度に、東京大学デジタルアーカイブズ構築事業での助成分と専攻予算を合わせて、一部を電子化した。

# 高山文庫大型図面 (工14号館図書室)

---

東京大学都市工学科高山文庫:

都市工学科に寄贈された、高山英華(たかやま えいか)名誉教授の蔵書を中心として構成された資料

図書の他に戦前・戦後の大型地図・図面類が確認されている。

2019年度デジタルアーカイブズ構築事業「総合図書館等所蔵大型資料のデジタル化及び公開プロジェクト」により戦前の都市計画図・大型地図の一部を電子化した。



# 高山文庫大型図面 (工14号館図書室)

---

地図の電子化・Web公開については  
測量法に基づく手続きが必要になる場合がある。

「国土地理院(※)が刊行、提供している地図や空中写真等の基本測量成果を複製して刊行したり、使用して新たな地図を作成する場合は、測量法(第29条・第30条)に基づき国土地理院長への申請が必要になる場合があります。」

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

※前身の大日本帝国陸地測量部が刊行したのも対象になる



## よくある質問 FAQ

(承認を得て複製・使用した成果を更に複製・使用する場合(二次利用))

[Q] 測量法第29条又は第30条の承認を得た成果品を、更に複製・使用する場合(二次利用)にも申請は必要ですか？

[A] 承認を得た成果品の利用については、前提として承認を得た者からの許諾が必要です。複製承認を経て複製した成果を更に複製・使用する場合は、裏面の利用手続フローに従ってください。また、使用承認を経て作成した成果を更に複製・使用する場合は、申請は不要です。

(地理院タイルをウェブサイト上でリアルタイムに読み込んで利用する場合)

[Q] 地理院サーバー上の地理院タイルをリアルタイムで読み込み表示するウェブサイトやソフトウェアを製作する場合には、申請は必要ですか？

[A] その場合、地理院タイルは出典のみで申請不要でご利用いただけます。出典は、「国土地理院」または「地理院タイル」等と記載していただき、地理院タイル一覧ページ (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) へのリンクを付けてください。

## 行政関連の地図作成における留意点(位置座標について)

- ▶ 現状、行政関連の地図には、経緯度等の位置座標が付されていないものも散見されます。
- ▶ 地理空間情報の活用推進、測量の重複の防止・正確さの確保の観点から、また、自治体における統合型GISのコンセプト(自治体内の各部門が使用する地図情報を統合した庁内横断型のデータ共有)から見て、行政関連の地図は、様々な情報と重ねあわせて利用すべきものが多いといえます。(例 複数のハザードマップの重ね合わせ・接合・比較)
- ▶ 様々な情報と重ねあわせて利用するためには、重ね合わせの基準として、作成する地図に経緯度等の位置座標が必要となりますのでご注意ください。

## 最新情報は、国土地理院ウェブサイトでチェック!

国土地理院ウェブサイト  
<https://www.gsi.go.jp/>



### 地図の利用手続に関するページ



<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

Q&A、パンフレットなど、地図の利用手続に関する各種参考資料を掲載しております。是非、ご利用ください。

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。



〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係  
電話：029-864-4150 (直通)  
Eメール：gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp



Ver. R2.7

※ この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。

国土地理院の地図を利用される皆様へ [地図の利用手続改正 説明パンフレット]

# 国土地理院の地図の利用手続が変わりました

令和元年12月10日施行

国土地理院が刊行、提供している基本測量成果(地図等)を複製して刊行したり、使用して新たな地図を作成する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第29条、第30条に基づき国土地理院長の承認が必要になる場合があります。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、学識経験者を委員とする測量行政懇談会の下で、地理空間情報の活用をさらに強力に進めていくための地図の利用手続のあり方について検討が実施され、報告書が国土地理院長に提出されました。

今回、その報告書を踏まえて地図の利用手続が改正されました。

地理院の地図を利用して本を出版しよう!  
国土地理院に申請が必要かな?



国土地理院の地図(基本測量成果)の例



## 主な改正点

### 1. 申請不要となる範囲の拡大

下記の場合は、申請不要となります

- 書籍・パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入(地図帳、折り込み地図、折り込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く)

※従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申請が必要な場合がありました(例えば、1ページの1/2を超えて1ページに収まる大きさの地図を、総ページ数の10%を超えて掲載する場合は、申請必要)。今後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となります(地図帳、折り込み地図等を除く)

- 緯度経度等の位置座標のない成果品の作成(管内図、ハザードマップ等の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合など一部の場合は除く(これらは災害対応の基礎になり、正確な位置座標が必要とされる))

※従来は位置座標の有無を問わず、要件に該当する場合は承認が必要でした。今後は位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の場合を除いて申請不要となります。

### 2. 承認基準の見直し

従来、基本測量成果(基盤地図情報を除く)を何ら手を加えずにそのまま複製すること(デッドコピー)は承認不可としていましたが、基盤地図情報のみならず国土地理院のWebサイトで提供している基本測量成果を複製する場合には、デッドコピーであっても承認可能となります。



# 国土地理院の地図の利用手続フロー（改正後）

START

## Q1 下記のいずれかの地図等（基本測量成果）を利用しますか？

基礎地図情報（基本項目・数値標高モデル等） 2万5千分1地形図、5万分1地形図  
 地理院地図（タイル）（標準地図・淡色地図・English等） 20万1地勢図、50万1地方図  
 電子国土基本地図（地名情報）「住居表示住所」 100万1日本、500万1日本とその周辺  
 湖沼データ、火山基本図データ 旧版地図、空中写真  
 電子地形図25000  
 数値地図（国土基本情報）・（国土基本情報20万）

NO → 申請不要

YES

## Q2 地図としての利用が想定されないものを作成（以下に該当しますか？）

・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷  
 ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの

YES → 申請不要

NO

## Q3 成果品を不特定多数の者に提供しない（以下に該当しますか？）

・私的利用  
 ・社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内での利用  
 ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用  
 ・論文、試験問題に利用  
 ・一時的な資料として利用（利用後保管せず廃棄する場合等）

YES → 申請不要

NO

## Q4-1 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの（1）（以下に該当しますか？）

・博物館等における展示物として利用 ・テレビ番組で利用  
 ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）（右ページ「※注1」参照）

YES → 申請不要

NO

## Q4-2 作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの（2）（以下に該当しますか？）

・位置座標のない成果物のみ作成（右ページ「※注2」参照）

YES

## Q4-3 以下の①～③のいずれかに該当しますか？

① 国土の管理に関わる地図情報を作成（管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ、各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報）（右ページ「※注3」参照）  
 ② 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線、河川）道路、地名、行政界ほか）を実質的に異なる表記に変更している（右ページ「※注4」参照）  
 ③ 販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成

NO → 申請不要

YES

## Q5 利用の形態は、以下の複製または使用のどちらに該当しますか？

**複製（測量法第29条）**  
 ・測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを単に背景として用いているもの  
 ・測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加しただけのもの  
 ・測量成果の情報を読み取って作り変えることはしていない

複製承認申請（測量法第29条）

※いずれの承認が不明の場合はお問い合わせください。

**使用（測量法第30条）**  
 ・基の測量成果の情報を読み取って、基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成しているもの  
 ・測量によって得たデータ等を付加し、独自性のある主題図（地質図等）を作成  
 ・数値地図（国土基本情報）等（ベクトルデータ）を使用して紙地図（ラスター画像）を作成

使用承認申請（測量法第30条）

\*1 出典明示について

国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（出典記載例）  
 ・出典：国土地理院発行2.5万1分地形図 ・出典：国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）  
 ・電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成 ・地理院タイルに〇〇を追加して掲載

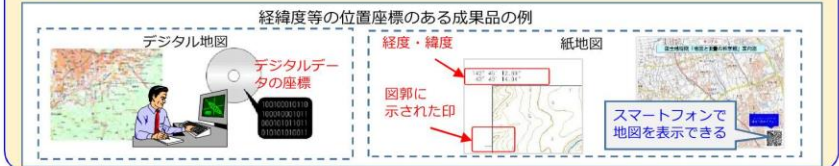
# 左ページ「国土地理院の地図の利用手続フロー」の注釈

## ※注1 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）について

- 書籍・冊子（綴じた書物）・パンフレット（複数ページを綴じたもの）等の場合  
地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なす。
- リーフレット（一枚あるいは折りたたみ式の印刷物）・折り畳みパンフレット・チラシ（一枚刷りの印刷物）の場合  
リーフレットの片面が地図の場合は、折り込み地図と同等とみなす（製品タイトルで例えば「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内図」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図面集」などの多くが該当）
- ウェブサイトの場合  
「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等という。

## ※注2. 「位置座標のない・ある成果物」とは？

- 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます。
- 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを記した地図、ファイル名にタイル座標が付いた地図タイル画像なども「位置座標のある成果物」と扱います。
- ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。



## ※注3. 「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」とは？

■ 該当する例（「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当する具体例）

種類	例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基礎図及び基礎調査の公示図書等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要版、〇〇森林管理局なだれ危険箇所情報、〇〇山火山防災対策等
各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報	〇〇港湾湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書 (道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地区画整理、上・下水道、農道・農地・圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー（原油、天然ガス、電気（原子力・火力発電等））、教育等)

■ 該当しない例（「国土の管理に関わる地図情報を作成する場合」に該当しない具体例）

種類	例
文化、保健医療、福祉、観光、防犯、交通安全、イベント関係等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防犯マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図等

## ※注4. 「国土地理院の地図に記載されているものを実質的に異なる表記に変更している場合」とは？

■ 該当する例（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当する具体例）

実質的に異なる表記に変更している場合の例	
・注記（地名）の修正	・行政界の修正
・標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを利用して解析し）、"陰影"の色表記に変えている	
・標高データを使って氾濫解析（シミュレーション）	

■ 該当しない例（「実質的に異なる表記に変更していない場合の例）

実質的に異なる表記に変更していない場合の例	
・電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加（注記（地名）・行政界を除く）	
・地理院タイルを複製、注記を削除（削除のみは該当しない）	
・基礎地図情報（基本項目等）の単なる地図出力	

※ この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。



# 高山文庫大型図面 (工14号館図書室)

---

今回の公開対象となった「大震災ニ基因スル焼失區域及残存建築物配置図(横濱)」の他、高山文庫の大型地図には都市計画のために既存の地図に書き込み、彩色をして作成したものがある。

国土地理院に確認し、利用手続きフローから、出典を記載すれば申請不要・利用可となった。

注記：“「一万分一 横浜近郊」(大正十二年十月一日印刷同十月五日発行(大日本帝国陸地測量部))を加工して作成”



# 今後について

---

- 旧制帝国大学採鉱及冶金学科関係史料写真（工3号館図書室）、高山文庫大型図面（工14号館図書室）ともまだ多くの資料が残っており、今後も整理および工学史料キュレーションデータベースでの公開を進めていく予定である。

## 参照URL

### 工学史料キュレーションデータベース

- 旧制帝国大学採鉱及冶金学科関係史料写真

<https://curation.library.t.u-tokyo.ac.jp/s/db/photosformCETIU>

(事業で電子化したもの)

<https://curation.library.t.u-tokyo.ac.jp/s/db/item?search=2019年度東京大学デジタルアーカイブズ構築事業>

- 高山文庫大型図面

<https://curation.library.t.u-tokyo.ac.jp/s/db/item?search=高山文庫>

### 国土地理院

- 地理院ホーム > 申請 > 国土地理院の地図の利用手続

<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

- 地図の利用手続改正 説明パンフレット【PDF形式:630KB】

<https://www.gsi.go.jp/common/000223838.pdf>